



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 1 1 号 令和元年 1 0 月 3 1 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 6 9	自動車税の環境性能割の証紙及び自動車税の種別割の証紙の売りさばき人を指定した件	税務課
4 7 0	自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器及び自動車税の種別割に係る証紙代金収納計器の取扱者を指定した件	同
4 7 1	鳥獣保護区の存続期間を更新した件	鳥獣対策・ふるさと創造課
4 7 2	鳥獣保護区特別保護地区を指定した件	同
4 7 3	特定猟具使用禁止区域を指定する件	同

【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
5	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	

【教育委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	
3	徳島県立学校規則等の一部を改正する規則	

【教育委員会訓令】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令	

【教育委員会訓令】

番 号	表	題	担当課名
2		徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令	

【公安委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
8		検定合格者審査を実施する件	

徳島県告示第四百六十九号

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第五十二条及び第五十三条の十において準用する徳島県収入証紙条例（昭和三十九年徳島県条例第二十一号）第五条第一項の規定に基づき、自動車税の環境性能割の証紙及び自動車税の種別割の証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、徳島県税条例第五十二条及び第五十三条の十において準用する徳島県収入証紙条例第五条第三項の規定により告示する。

令和元年十月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

所在地	名称	指定年月日
徳島市応神町応神産業団地一 番地六	一般財団法人徳島県自動車税 証紙取扱協会	令和元年十月一日

徳島県告示第四百七十号

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）第二十三条の十八第一項の規定に基づき、自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器及び自動車税の種別割に係る証紙代金収納計器の取扱者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年十月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

所在地	名称	指定年月日
徳島市応神町応神産業団地一 番地六	一般財団法人徳島県自動車税 証紙取扱協会	令和元年十月一日

徳島県告示第四百七十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和元年十月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳥獣保護区 の名称	区 域	面 積	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針	
				指定区分	指 定 目 的
土柱鳥獣保護区	阿波市阿波町北山の市道棚ヶ窪北山線終点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道桜ノ岡棚ヶ窪線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道小倉棚ヶ窪線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道阿讃山麓線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道赤坂四号線との交点に至り、同所から同市道を西に約四メートル進み里道との交点に至り、同所から同里道を稜線沿いに北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一三三ヘクタール	令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで	森林鳥獣生息地	この区域は、阿波市北西部に位置し、クヌギ、コナラ等を主体とする落葉広葉樹林となっており、野生鳥獣の生息環境として良好であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、良好な生息地の確保を図る。
仁賀木鳥獣保護区	阿波市市場町日開谷字仁賀木の林道長谷線仁賀木小橋を起点とし、同所から仁賀木谷川を北に進みジロセ谷との交点に至り、同所から更に同川を北に約八メートル進み通称アゲフデ谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み徳島県と香川県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み阿波市市場町と同市土成町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に約二メートル進んだ地点に至り、同所から稜線を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一七四ヘクタール	同	同	この区域は、河川上流部の森林地帯であり、自然環境にも恵まれ、鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、良好な生息地の確保を図る。
津乃峰鳥獣保護区	阿南市見能林町の津峯参拝リフト陣ヶ丸駅を起点とし、同所から八大神社本殿との見通し線を南東に進み同神社本殿に至り、同所から参道を南	二ヘクタール	同	身近な鳥獣生息地	この区域は、阿南市近郊にあり、神社境内林を中心に天然広葉樹林が残され、鳥獣の

<p>太龍寺鳥獣保護区</p>	
<p>阿南市加茂町の太龍寺本堂を起点とし、同所から参道を北東に進み通称仁王門の四ツ辻に至り、同所から通称龍神の森との見通し線を南東に進み同森に至り、同所から三等三角点大滝寺（標高六一・五メートル）との見通し線を南に進み同三角点に至り、同所から阿南市と那賀郡那賀町との境界線を西に進み南舎心山に至り、同所から参道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>進みため池沿いのアスファルト道との交点に至り、同所からアスファルト道を南に進み市道東分長浜線との交点に至り、同所から採石場跡地西端との見通し線を北西に進み同跡地西端に至り、同所から長生参道を北東に進み津峯神社に至り、同所から参道を東に進み津峯参拝リフト津峯神社駅に至り、同所から同リフトを東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>
<p>四五ヘクタール</p>	
<p>同</p>	
<p>同</p>	
<p>この区域は、四国霊場二十一番太龍寺を中心とし、周辺はスギ古木によって深山を形成しており、また、区域内には水源も多く、鳥獣の生息環境に極めて適していることから、鳥獣保護区に指定し、良好な生息地の確保を図る。</p>	<p>生息環境に極めて適していることから、鳥獣保護区に指定し、良好な生息地の確保を図る。</p>

徳島県告示第四百七十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和元年十月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別保護地区の名称	区 域	面積	存続期間	特別保護地区の保護に関する指針	
				指定区分	指 定 目 的
津乃峰鳥獣保護区特別保護地区	阿南市見能林町の津峯参拝リフト陣ヶ丸駅を起点とし、同所から南西方向にある採石場跡地の最西端地点との見通し線を南西に進み同地点に至り、同所から津峯神社方面に向かう長生参道を北東に進み津峯神社に至り、同所から津峯神社参道を東に進み津峯参拝リフト終点に至り、同所から同リフト沿いに東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	三ヘクタール	令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで	身近な鳥獣生息地	この区域は、天然広葉樹林が残り、自然環境にも恵まれ、鳥獣の生息に極めて適していることから、特別保護地区に指定し、良好な生息地の確保を図る。
太龍寺鳥獣保護区特別保護地区	阿南市加茂町太龍寺仁王門を起点とし、同所から谷を南に約二メートル進み参道との交点に至り、同所からロープウェイ山頂駅舎北端との見通し線を南西に約四七〇メートル進み参道との交点に至り、同所から同参道を北東に進み本堂を経て納経所に至り、同所から同参道を東及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	六ヘクタール	同	同	この区域は、スギ古木によって深山を形成しており、自然環境にも恵まれ、鳥獣の生息に極めて適していることから、特別保護地区に指定し、良好な生息地の確保を図る。

徳島県告示第四百七十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名称	区 域	面積	存続期間
徳島特定 猟具使用 禁止区域	徳島市北沖洲四丁目の国土交通省吉野川右岸河川管理用道路と沖洲防潮堤との交点を起点とし、同所から同防潮堤を南に進み県道徳島東インター線との交点に至り、同所から同県道を東に進みマリンピア沖洲の防潮堤との交点に至り、同所から同防潮堤を右回りに進みマリンピア沖洲南進入道路の港湾管理道路との交点に至り、同所から同道路を西に進み沖洲防潮堤との交点に至り、同所から同防潮堤を南に進み新町川左岸との交点に至り、同所から津田木材団地臨海道路第二海岸橋西詰との見通し線を南東に進み同橋西詰に至り、同所から津田第一水面貯木場西側汀線を南に進み勝浦川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西に進み多々羅川排水樋門に至り、同所から多々羅川右岸を北に進み県道徳島環状線下大野橋東詰に至り、同所から同県道を西に進み同橋西詰に至り、同所から市道多々羅川北堤上線を西に進み市道大野山城線新川橋南詰に至り、同所から同市道を北東に進み県道徳島環状線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から一般国道一九二号を西に進み県道鮎喰新浜線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道宮倉徳島線との交点に至り、同所から市道法花谷法花谷山線を西に進み市道配水場線との交点に至り、同所から同市道を西に進み徳島市水道局配水場に至り、同所から同配水場外周を右回りに進み法花谷配水場貯水タンクへ通じる階段との交点に至り、同所から同階段を西へ進み同貯水タンクに至り、同所から稜線を南西及び北西に進み朝宮神社に至り、同所から同神社前の水路を北に進み星河内谷川との交点に至り、同所から同川を北に約二〇〇メートル進み同川に架かる橋に至り、同所から市道寺山東線を西に進み一般国道四三八号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み園瀬橋北詰に至り、同所から眉山鳥獣保護区の境界線を左回りに進み県道	三、三 四〇ヘ クタ ル	令和元年 十一月一 日から令 和六年十 月三十一 日まで

	<p>神山鮎喰線との交点に至り、同所から同県道を北に進み上鮎喰橋東詰に至り、同所から市道鮎喰北島堤上線を北東に進み不動橋南詰に至り、同所から県道徳島吉野線を東に進み吉野川大橋南詰に至り、同所から県道沖ノ洲埠頭線を東に進み国土交通省吉野川右岸河川管理用道路との交点に至り、同所から同道路を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>		
<p>徳島市総合動植物公園特定猟具使用禁止区域</p>	<p>徳島市洪野町学頭の県道八多法花線と市道洪野八多線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み市道辻西東線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道上八万洪野線との交点に至り、同所から同市道を北に進み緑のりサイクルセンター入口に至り、同所から市有地と民有地との境界線を北西に進み徳島市洪野町と同市上八万町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同町と同市方上町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み三等三角点上八万（標高二二九・八メートル）に至り、同所から市有地と民有地との境界線を南東に進み森神社西側の市道森谷原田北ノ山線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道八多法花線（旧道）との交点に至り、同所から市道溜尻線を南に進み県道八多法花線との交点に至り、同所から同県道を南西及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>八七へクタール</p>	<p>同</p>
<p>しらすぎ台特定猟具使用禁止区域</p>	<p>徳島市上八万町上中筋の県道一宮下中筋線西光寺橋東詰を起点とし、同所から園瀬川右岸を南に進み花房橋南詰に至り、同所から一般国道四三八号を西及び南に進み徳島市と名東郡佐那河内村との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に約六〇〇メートル進んだ地点に至り、同所から稜線を北に約二五〇メートル進み谷との交点に至り、同所から同谷を北西に進み夫婦溜池南端に至り、同所から同池西側汀線を北に進み徳島市一宮町東丁に通じる山道との交点に至り、同所から同山道を西に進み市道宇和山一号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道東丁本線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道一宮下中筋線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>二九六へクタール</p>	<p>同</p>
<p>大津南特定猟具使用禁止区</p>	<p>鳴門市大津町の一般国道二八号大津橋南詰を起点とし、同所から同国道を南に進み県道徳島空港線との交点に至り、同所から同県道を西に進み旧吉野川右岸との交点に至り、同所</p>	<p>五三へクタール</p>	<p>同</p>

<p>域</p>	<p>から同川右岸を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>一、八 二〇へ クター ル</p>	<p>同</p>
<p>小松島特 定猟具使 用禁止区 域</p>	<p>徳島市大原町の大崎突端を起点とし、同所から海上自衛隊小松島航空隊北端との見通し線の海上を南東に進み同航空隊北端に至り、同所から同航空隊外周を右回りに進み県道和田島赤石線との交点に至り、同所から同県道を赤石方面に進み県道徳島小松島線との交点に至り、同所から同県道を南に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を西に進み立江川橋東詰に至り、同所から立江川右岸を南西及び南東に進み県道阿南小松島線平成橋東詰に至り、同所から同県道を西及び北東に進み一般国道五五号立江川橋西詰に至り、同所から立江川左岸を北に進みJR牟岐線との交点に至り、同所から同線を北西に進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小松島市と徳島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み根井鼻突端に至り、同所から海岸線を北に進み小神子海岸及び大神子海岸を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>四四四 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>
<p>石井特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>名西郡石井町高原の県道高原石井線と県道徳島鴨島線（旧道）との交点（徳島バス高原停留所）を起点とし、同所から同県道を東に進み県道石井引田線との交点に至り、同所から町道高畑東七一号線を東に進み町道高川原二七号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進みJR徳島線の城の内踏切南詰に至り、同所から町道重松一四号線を北に進み町道重松一五号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道大万二四号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道高原石井線との交点（光厳寺南東角）に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>二、六 九〇へ クター ル</p>	<p>同</p>
<p>吉野川市 街地特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>吉野川市山川町川田のJR徳島線と市道川田一号線との交点を起点とし、同所から同市道を北に進み県道井上川田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を東に進み県道船戸山川線（堤天道路）との交点に至り、同所から同県道を東に進み野郷神社北側の国土交通省河川管理用道路との交点に至り、同所から最も吉野川寄りの同管理用道路を北東に進み山川バンブーパーク北東端に至り、同所から最も川田川寄りの同管理用道路を南に進み同パーク管理棟前に至り、同所から県道船</p>	<p>二、六 九〇へ クター ル</p>	<p>同</p>

<p>戸山川線を南に進み瀬詰橋南詰に至り、同所から吉野川堤防堤天道路を東に進みほたる川樋門を経て吉野川市と板野郡板野町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み名西郡石井町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道西麻植下浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み吉野川市鴨島町山路の市道十二キ・山路田淵線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道山ノ南・四反地線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鴨島神山線との交点に至り、同所から同県道を北に進み県道西麻植下浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み県道神山川島線との交点に至り、同所から同県道を南に約一キロメートル進み市道菜村西谷・源光寺線との交点に至り、同所から同市道を北西に進みJR徳島線南側の市道源光寺・近久線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道下女ノ辻・西出目線との交点に至り、同所から同市道を西に進み吉野川市川島町と同市山川町との境界線との交点に至り、同所から市道西久保・岩戸線を西に進みJR徳島線との交点に至り、同所から同線を西に約一〇〇メートル進み県道二宮山川線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道古城三号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道祇園・川東線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み一般国道一九三号との交点に至り、同所から同国道を南に進み県道奥野井阿波山川停車場線との交点に至り、同所から同県道を西及び南に進み市道川東・久宗線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道井上川田線との交点に至り、同所から同県道を北西に進みJR徳島線との交点に至り、同所から同線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>		<p>七四二 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>
<p>穴喰・水 床特定獵 具使用禁 止区域</p>	<p>海部郡海陽町の徳島県と高知県との境界線と一般国道五五号との交点を起点とし、同所から同国道を北に進み町道古目甲浦線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道金目穴喰浦線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道正梶中角線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み山後二号橋に至り、同所から排水路を西に進み排水路トンネル入口に至り、同所から同排水路を南及び南西に進み海部郡海陽町日比原字馳馬七一番地先に至り、同所から町道元越線を北に進み町道正梶馳馬線との交点に至り、同所から同町道を西及び北西に進み馳馬大橋に至り、同所から穴喰川を西に進み排水路との交点に至り、同所から同排水路を北西に進み</p>		

<p>吉野特定 猟具使用 禁止区域</p>		<p>那賀郡那賀町吉野字川口の川口橋西詰を起点とし、同所から一般国道一九五号を北東に進み大原歩道との交点に至り、同所から那賀川左岸との見通し線を南に進み同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み川口橋に至り、同所から同橋を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>穴喰川との交点に至り、同所から同川を北西に進み大門堰に至り、同所から町道角坂小学校線と県道久尾穴喰浦線との交点との見通し線を北東に進み同交点に至り、同所から同県道を東に進み町道岡線との交点に至り、同所から同県道を南東及び北東に進み農道汁組一号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み汁組橋に至り、同所から農道汁組一号線終点との見通し線を北東に進み同農道終点に至り、同所から同農道を南東に進み町道広岡車ノ口線との交点に至り、同所から同農道を南に進み農道久尾穴喰浦線との交点に至り、同所から同農道を南東に進み町道八山裏線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み排水路との交点に至り、同所から同排水路を南東に進み農道久尾穴喰浦線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み町道中学校線との交点に至り、同所から同町道を北に進み穴喰中学校に至り、同所から同中学校及び県民グラウンドの外周を右回りに進み町道八坂北線との交点に至り、同所から同町道を東に進み農道久尾穴喰浦線との交点に至り、同所から同農道を東に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み町道乳の元線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み海部郡海陽町穴喰浦字那佐三四一番地の一に至り、同所から海岸線を西及び南に進み通称カクイシ湾の防波堤との交点に至り、同所から同防波堤を東に進み穴喰灯台に至り、同所から海上を南東に進み鹿子居島北端を経てワレ島に至り、同所から海上を南南西に進み竹ヶ島東南端に至り、同所から海上を西南西に進み通称ミツに至り、同所から海上を西に進み二子島に至り、同所から徳島県と高知県との境界線を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>
<p>中野特定 猟具使用</p>	<p>美馬市美馬町字中野の市道美馬一三号線と三好市三野町との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北に進み</p>	<p>一七へ ク ター</p>	<p>同</p>
<p>中野特定 猟具使用</p>	<p>美馬市美馬町字中野の市道美馬一三号線と三好市三野町との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北に進み</p>	<p>四五へ ク ター</p>	<p>同</p>

禁止区域	徳島県と香川県との境界線に至り、同所から同境界線を北東に進み里道との交点に至り、同所から同里道を南西に進み市道美馬一三号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	ル	
穴吹特定 猟具使用 禁止区域	美馬市穴吹町穴吹の一般国道一九二号の穴吹新橋を起点とし、同所から穴吹川を南に進み県道田方穴吹線新市場橋に至り、同所から同県道を北西に進み一般国道四九二号との交点に至り、同所から同国道を北に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	三九へ クター ル	同
宮内特定 猟具使用 禁止区域	美馬市穴吹町口山の一般国道四九二号と県道端山調子野線との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み恋人洞門手前の稜線との交点に至り、同所から同稜線を北西に進み四等三角点梅ノ窪（標高三六七・九メートル）の地点に至り、同所から稜線を北に進み静山荘に至り、同所から稜線を北に進み県道端山調子野線竹鼻橋に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一一〇 へクタ ール	同
加茂特定 猟具使用 禁止区域	三好郡東みよし町加茂の町道加茂農免線と一般国道一九二号との交点を起点とし、同所から同国道を東に進み町道加茂中庄線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み加茂谷橋に至り、同所から加茂谷川を北に進み三好市との境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み県道出口太刀野線角の浦大橋との交点に至り、同所から同県道を南に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み県道出口太刀野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道三加茂東祖谷山線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道加茂農免線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四三〇 へクタ ール	同
菅生蔭特 定猟具使 用禁止区 域	三好市東祖谷菅生の市道釜ヶ谷菅生線菅生橋を起点とし、同所から同市道を南西に進み菅生谷川との交点に至り、同所から同川を北西に進み祖谷川との交点に至り、同所から同川を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四八へ クター ル	同

二一 禁止に係る特定猟具の種類
くくりわな

2 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名称	区 域	面積	存続期間
撫養特定 狢具使用 禁止区域	鳴門市撫養町南浜の市道南浜黒崎線とJR鳴門線との交点を起点とし、同所から同線を西に進み木津第二踏切に至り、同所から谷を北及び北西に進み標高一三〇メートルの頂上に至り、同所から宮崎基礎建設株式会社の門との見通し線を北西に進み同門に至り、同所からNTTDコモ黒崎無線中継所電波塔との見通し線を北に進み同電波塔に至り、同所から稜線 ^{りょうせん} を西に進み一般国道一一号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み県道鳴門公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道瀬戸撫養線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道南浜黒崎線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四〇〇 ヘクタ ール	令和元年 十一月一 日から令 和六年十 月三十一 日まで

徳島県病院局告示第五号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年十月三十一日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
生体情報モニタリングシステム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県病院局経営改革課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和元年十月四日
- 四 落札者の氏名及び住所
河野医科器械株式会社
徳島市中島田町三丁目五番地の一五
- 五 落札金額
四千八百二十九万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和元年八月二十三日

徳島県教育委員会規則第二号

。 徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和元年十月三十一日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第十
八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六十二条」の下に「、第七十条第一項」を、「第六十条」の下に「
（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。

徳島県教育委員会規則第三号

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月三十一日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則

(徳島県立学校規則の一部改正)

第一条 徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を第四項とし、同条第二項中「別表第四」を「別表第五」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 現に設置する徳島県立中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)の名称、後期課程に置く課程及び学科並びに所在地は、別表第四のとおりとする。

第九条第二項中「(という。)」の下に「及び中等教育学校の前期課程」を加え、「道徳」を「特別の教科である道徳」に改め、同条第三項中「高等学校」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

第九条の二第一項中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第九条の三第一項中「別表第六」を「別表第七」に改める。

第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項中「中学校」の下に「及び中等教育学校」を加える。

第二十四条中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を、「生徒」の下に「(第二十六条及び第二十八条において「生徒」という。)」を加える。

第二十四条の二第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

第二十六条第一項中「中学校、高等学校及び特別支援学校の高等部の」及び「(次項において「生徒」という。)」を削る。

第二十七条第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

第二十八条中「中学校、高等学校及び特別支援学校の高等部の」を削る。

第二十九条中「中学校」の下に「及び中等教育学校の前期課程」を加える。

第二十九条の二第一項中「及び」を「、中等教育学校の後期課程及び」に改める。

第三十条第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

第三十一条の見出しを「(課程の修了)」に改め、同条中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、同条に次の一項を加える。

2 校長は、中等教育学校の前期課程を修了した者から請求のあつたときは、様式第二号の二の前期課程修了証書を授与するものとする。

第三十一条の二第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加え、同条第三項中「様式第二号の二」を「様式第二号の三」に改める。

第三十二条第二項中「高等学校」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

第三十六条第二項中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

第三十七条第一項中「高等学校」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

別表第六を別表第七とする。

別表第五中徳島県立城ノ内中学校の項を削り、同表を別表第六とする。

別表第四を別表第五とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第四（第三条関係）

中等教育学校

学 校 名	後期課程に置く課程	後期課程に置く学科
徳島県立城ノ内中等教育学校	全日制	普通科

所在地	徳島市北田宮一丁目
-----	-----------

様式第二号その一中「徳島県立 校長 氏 名 殿」を「徳島県立 校長 殿」に改める。

様式第二号その二中「徳島県立 校長 氏 名 殿」を「徳島県立 校長 殿」に改め、同様式の注中「高等学校」の下に「及び中等教育学校」を加える。

様式第二号の二中「~~徳島県立~~」を「~~徳島県立~~」に、「高等学校・特別支援学校高等部」を「高等学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校高等部」に改め、同様式を様式第二号の三とする。

様式第二号その二の次に次の一様式を加える。

様式第二号の二(第三十一条関係)

第 号	印	徳島県立	年	月	日	校長氏	名	印	本校において、	年度に前期課程を修了したことを証明する。	校 印	前期課程修了証書	氏	年	月	日生	名
--------	---	------	---	---	---	-----	---	---	---------	----------------------	--------	----------	---	---	---	----	---

様式第三号中「中学校・高等学校・特別支援学校」を「中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校」に改める。

(徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第二条 徳島県立高等学校通信教育規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「課程」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

(徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部改正)

第三条 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則(昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「高等学校在学証明書」を「高等学校又は中等教育学校の在学証明書」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 高等学校在学中の学業成績証明書(新たに高等学校に入学しようとする者その他
高等学校在学中の学業成績証明書の交付を受けることができな者にあつては、卒業した中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は修了した中等教育学校の前期課程における最終の学業成績証明書)又は中等教育学校在学中の学業成績証明書

様式第一号を次のように改める。

寮 入 舎 願

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

出願者住所

氏名

保護者住所

氏名

次のとおり 寮に入舎したいので関係書類を添えてお願いいたします。

1 入舎しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 在学または在学しようとする学校, 課程, 学科, 学年

学校 制課程 科第 学年

- 注 1 学年については, 3月においては4月に進級する新学年を記入する。
2 新たに高等学校に入学しようとする者にあつては, 第1学年と記入する。

様式第二号中「~~証~~」を「~~証~~」に改める。
様式第五号を次のように改める。

様式第5号(第10条関係)

研修室利用許可申請書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

所在地又は住所

学校名又は団体名

申請者氏名

印

(連絡先電話番号

)

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例第14条の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的

利用泊数	泊	入舎日時	年 月 日 時 分
		退舎日時	年 月 日 時 分

引率責任者 職・氏名
(連絡先電話番号)

()

利用人数	利用者の区分	男	女	計	利用人数計 人
	生徒	人	人	人	
	引率者				
	その他				

※備考欄

宿泊料計

※

円

次の様式による利用者名簿を添付すること。

学校名又は団体名	
引率責任者 職・氏名	
引率責任者 連絡先電話番号	
利用者氏名	性別 学年又は年齢 所属学校 等

注 利用者は引率者も含めて記載すること。

※の欄には、記入しないこと。

(徳島県教育支援委員会規則の一部改正)

第四条 徳島県教育支援委員会規則(昭和五十三年徳島県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「中学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

(徳島県藍青賞規則の一部改正)

第五条 徳島県藍青賞規則(平成五年徳島県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十一月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県立学校規則別表第五の改正規定(徳島県立城ノ内中学校の項を削る部分に限る。)は、令和二年四月一日から施行する。

(徳島県立学校規則の一部改正に伴う経過措置)

2 令和二年三月三十一日に徳島県立城ノ内中学校に在籍する生徒は、同年四月一日に徳島県立城ノ内中等教育学校長が指定する当該中等教育学校の学年に転学するものとする。

徳島県教育委員会訓令第一号

各 県 立 学 校

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令

徳島県立学校処務規程（昭和四十九年徳島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「ハ口ニのニ」の次に「、ニ」を加える。

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。

徳島県教育委員会訓令第二号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会文書規程（平成十三年徳島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項第三号中「情報戦略課長」を「スマート県庁推進課長」に改める。

別表徳島県立城ノ内中学校の項を削り、同表徳島県立池田高等学校の項の次に次のように加える。

― 徳島県立城ノ内中等教育学校

― 莚 丹 兼 ―

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。ただし、別表の改正規定（徳島県立城ノ内中学校の項を削る部分に限る。）は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県公安委員会告示第8号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定による検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を実施するものに限る。以下「検定合格者審査」という。）を実施することとしたので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

令和元年10月31日

徳島県公安委員会委員長 藤井伊佐子

1 警備業務の種別及び級

検定合格者審査は、次に掲げる警備業務の種別ごとに、1級（検定規則第4条に規定する検定の区分の1級をいう。以下同じ。）及び2級（同条に規定する検定の区分の2級をいう。以下同じ。）について実施する。

- (1) 空港保安警備業務（検定規則第1条第1号に規定する空港保安警備業務をいう。）
- (2) 施設警備業務（検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務をいう。）
- (3) 交通誘導警備業務（検定規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務（検定規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務をいう。）
- (5) 貴重品運搬警備業務（検定規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務をいう。）

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

ア 実施期日は、令和2年2月12日（水）午前9時から正午までの間とする。

なお、受付は、同日午前8時30分から午前9時までの間とする。

イ 実施期日において、1の警備業務の種別及び級に係る全ての検定合格者審査を実施する。

(2) 実施場所

徳島県警察本部

（徳島市万代町2丁目5番地1 電話088-622-3101）

3 定員

検定合格者審査の定員は、15人とする。

なお、この定員は、1の警備業務の種別及び級に係る検定合格者審査を受ける者の全てを合わせた総数とする。

4 対象者

検定規則附則第6条各号に定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項各号に該当するとして、検定合格者審査に係る学科試験及び実技試験の全部が免除される者を除く。

5 検定合格者審査の申請手続

(1) 検定合格者審査の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定合格者審査を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した専用電話（０９０－９５５５－１１２３）に電話をし、当該審査の予約を行うこと。

(イ) 専用電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和２年１月６日（月）から同月１０日（金）までの午前９時から午後５時までの間（正午から午後１時までの間を除く。）に行うこと。

イ 予約番号の付与

電話予約をする者が４の対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話１回につき、１人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の申込期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定合格者審査を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 審査申請書の提出

ア 検定合格者審査の申請ができる者

検定合格者審査の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「審査申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

審査申請書（検定規則附則第１０条第１項に規定する審査申請書をいう。以下同じ。）１通に、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ３．０センチメートル、横の長さ２．４センチメートルのもの） １葉

(イ) 現に有する旧合格証（検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和６１年国家公安委員会規則第５号）第８条に規定する合格証をいう。以下同じ。）の写し １通

(ウ) 徳島県公安委員会以外の都道府県公安委員会で旧合格証の交付を受けた審査申請者にあつては、次のいずれかの書面 １通

a その者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）

b その者が警備業務に従事し、かつ、徳島県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（警備員所属証明書等）

ウ 提出先及び提出者

審査申請書は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に審査申請者本人が持参の上、提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であつて、審査申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による提出は認めない。

エ 提出期間

審査申請書の提出は、令和２年１月２０日（月）から同月２４日（金）までの午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までの間を除く。）の間

に行うこと。

オ 審査手数料

審査申請書を提出する際に、審査手数料として、4,700円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された審査手数料は、還付しない。

6 検定合格者審査

(1) 検定合格者審査の実施概要

検定合格者審査は、学科試験及び実技試験を行うが、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 当日に持参するもの

検定合格者審査に際しては、現に所有する旧合格証及び筆記用具を持参すること。

なお、旧合格証を持参していない者は、検定合格者審査を受けることができないので注意すること。

7 問合せ先

検定合格者審査の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定合格者審査の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。